

## 産業廃棄物の処理に係る契約に関する評価項目について（案）

## 1. 裾切り方式

## (1) 評価項目（案）

昨年度の廃棄物ワーキンググループにおける検討経緯、本年度の廃棄物専門委員会準備会合及び第1回環境配慮契約法基本方針検討会において提示した産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項及び裾切り方式の評価項目案（事業者の環境配慮への取組、優良基準への適合状況）[資料2](#)において示した産業廃棄物処理業者の環境配慮への取組状況、優良基準への適合状況等を踏まえ、産業廃棄物の処理に係る契約に関する裾切り方式に採用する評価項目案として、表1の項目を提案する。

表1 産業廃棄物の処理に係る契約における評価項目及び評価内容（案）（概要）

評価項目（案）		評価内容（案）
環境配慮への取組	収集運搬業	
	環境に配慮した運転・管理	エネルギー使用量の把握、エコドライブ、車両点検・整備の実施状況等により評価
	低燃費・低公害車の導入	低燃費・低公害車の導入割合により評価
	中間処理業	
	熱回収又は熱利用設備	発電、熱供給、余熱の有効利用等により評価
	低公害型建設機械の導入	排出ガス対策型、低騒音・低振動対策型建設機械の導入割合により評価
	再生利用の実施	処理に当たって再生利用を実施することにより評価
	最終処分業	
	低公害型建設機械の導入	排出ガス対策型、低騒音・低振動対策型建設機械の導入割合により評価
	事業者共通	
	環境/CSR 報告書・環境会計	環境/CSR 報告書・環境会計の作成・公表により評価
	温室効果ガス排出削減目標	温室効果ガスに係る排出削減目標の設定・公表を評価
	温室効果ガス排出削減計画	温室効果ガスに係る排出削減計画の策定・公表を評価
全従業員への研修・教育	全従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関する研修や教育を実施していることを評価	
優良基準への適合状況	認定制度への適合	
	優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないことにより評価
	事業の透明性	インターネットによる情報公開等により評価
	環境配慮の取組	ISO14001等EMSの認証を受けていることにより評価
	電子マニフェスト	電子マニフェストへの加入の有無により評価
財務体質の健全性	自己資本比率や経常利益金額等の平均値等事業者の財務体質により評価	

表1のとおり、産業廃棄物処理業者の業態（収集運搬業、中間処理業及び最終処分業）によらない共通項目として、環境配慮への取組のうち事業者共通の項目及び優良産廃処理業者認定制度への適合状況を、また、各業態に応じた固有の項目についてそれぞれ評価するものとする。

## （2）入札参加資格の付与

裾切り方式において入札参加資格を付与する考え方としては、

複数の評価項目をポイント制で評価し、一定の点数を上回る事業者に入札参加資格を与える方式

必要な資格として複数の評価項目を定め、当該項目をすべて満足する事業者に限り入札参加資格を与える方式

の大きく2つが考えられるが、事業者の多様な環境への負荷低減に向けた取組を積極的に評価するとともに、入札参加資格の緩和（複数の項目によるポイント獲得手段の確保）につなげる等の観点から、複数の要素をポイント制により評価し、一定の点数を上回る事業者に入札参加資格を与える方式がより適切であると考えられる。

## 2. 具体例な配点例

評価項目の区分値・配点及び裾切り下限値については、入札実施主体がそれぞれ適切に判断の上、設定することが基本である。

以下では、資料2に示したアンケート調査結果を参考として、産業廃棄物の処理に係る契約に関する裾切り方式において収集運搬業及び中間処理業は70点以上、最終処分業は60点以上の事業者に入札参加資格を与えることとした場合の、産業廃棄物処理業者の業態別<sup>1</sup>の具体的なポイント制の評価項目、区分・配点例を示すこととする。

### （1）収集運搬業

収集運搬業については、事業者共通の環境配慮への取組、優良基準への適合状況、及び収集運搬業固有の環境配慮への取組を評価する。具体的な評価項目、評価区分及び配点の例は、表2のとおりである。なお、表2に例示した収集運搬業の評価ポイントの満点は120点である。

事業者共通の評価項目として、環境/CSR報告書の作成・公表、温室効果ガス削減目標の設定及び公表等を評価し、すべての取組を実施している事業者は40点を獲得

優良産廃処理業者認定制度への適合状況を評価し、すべて優良基準に適合している事業者は50点を獲得

<sup>1</sup> 各業態により、評価項目及び評価内容が異なることから同じ配点とはしていない。

収集運搬業固有の環境配慮への取組として、エコドライブの推進、車両点検・整備の実施状況等、低燃費・低公害車の導入状況を評価し、最大30点を獲得

表2 収集運搬業の評価区分・配点例

評価項目	区分(評価)例	配点例
環境/CSR報告書・環境会計	環境報告書又は環境会計の作成・公表を実施	10
温室効果ガス排出削減目標	削減目標を設定・公表している	10
温室効果ガス排出削減計画	削減計画を策定・公表している	10
全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	10
<b>事業者共通の取組(小計)</b>	-	<b>40</b>
優良適性(遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
電子マニフェスト	電子マニフェストへ加入、利用可能	10
財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
<b>優良認定への適合状況(小計)</b>	-	<b>50</b>
環境に配慮した運転・管理	ア～エのうち3項目以上実施の場合	5
ア．エネルギー使用実態の把握等	ア～エすべて実施かつ情報公開又は認証	10
イ．エコドライブの推進措置		
ウ．点検・整備の自主管理基準		
エ．輸送効率向上のための措置		
低燃費車の導入割合 (平成27年度燃費基準達成車)	20%以上 50%未満	5
	50%以上	10
低公害車の導入割合 (平成17年規制以降の適合車)	20%以上 50%未満	5
	50%以上	10
<b>収集運搬業固有の取組(小計)</b>	-	<b>30</b>
<b>合計</b>	-	<b>120</b>

## (2) 中間処理業

中間処理業については、事業者共通の環境配慮への取組、優良基準への適合状況、及び中間処理業固有の環境配慮への取組を評価する。具体的な評価項目、評価区分及び配点の例は、表3のとおりである。なお、表3に例示した中間処理業の評価ポイントの満点は120点である。

事業者共通の評価項目として、環境/CSR報告書・環境会計の作成・公表、温室効果ガス削減目標の設定及び公表等を評価し、すべての取組を実施している事業者は40点を獲得

優良産廃処理業者認定制度への適合状況を評価し、すべて優良基準に適合している事業者は50点を獲得

中間処理業固有の環境配慮への取組として、熱回収・熱利用設備の設置、低公害型建設機械の導入状況及び産業廃棄物の再生利用の実施を評価し、最大30点を獲得

表3 中間処理業の評価区分・配点例

評価項目	区分（評価）例	配点例
環境/CSR報告書・環境会計	環境報告書又は環境会計の作成・公表を実施	10
温室効果ガス排出削減目標	削減目標を設定・公表している	10
温室効果ガス排出削減計画	削減計画を策定・公表している	10
全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	10
<b>事業者共通の取組（小計）</b>	-	<b>40</b>
優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
電子マニフェスト	電子マニフェストへ加入、利用可能	10
財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
<b>優良認定への適合状況（小計）</b>	-	<b>50</b>
熱回収又は熱利用設備の導入	熱回収又は熱利用設備を導入している	10
低公害型建設機械の導入割合 （排出ガス対策、低騒音・低振動対策）	20% 以上                      50% 未満	5
	50% 以上	10
再生利用の実施	産業廃棄物の処理に当たって再生利用を実施	10
<b>中間処理業固有の取組（小計）</b>	-	<b>30</b>
<b>合 計</b>	-	<b>120</b>

（3）最終処分業

最終処分業については、事業者共通の環境配慮への取組、優良基準への適合状況、及び最終処分業固有の環境配慮への取組を評価する。具体的な評価項目、評価区分及び配点の例は、表4のとおりである。なお、表4に例示した最終処分業の評価ポイントの満点は100点である。

表4 最終処分業の評価区分・配点例

評価項目	区分（評価）例	配点例
環境/CSR報告書・環境会計	環境報告書又は環境会計の作成・公表を実施	10
温室効果ガス排出削減目標	削減目標を設定・公表している	10
温室効果ガス排出削減計画	削減計画を策定・公表している	10
全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	10
<b>事業者共通の取組（小計）</b>	-	<b>40</b>
優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
電子マニフェスト	電子マニフェストへ加入、利用可能	10
財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
<b>優良認定への適合状況（小計）</b>	-	<b>50</b>
低公害型建設機械の導入割合 （排出ガス対策、低騒音・低振動対策）	20% 以上                      50% 未満	5
	50% 以上	10
<b>最終処分業固有の取組（小計）</b>	-	<b>10</b>
<b>合 計</b>	-	<b>100</b>

事業者共通の評価項目として、環境/CSR 報告書・環境会計の作成・公表、温室効果ガス削減目標の設定及び公表等を評価し、すべての取組を実施

している事業者は 40 点 を獲得

優良産廃処理業者認定制度への適合状況を評価し、すべて優良基準に適合している事業者は 50 点 を獲得

最終処分業固有の環境配慮への取組として、低公害型建設機械の導入状況を評価し、最大 10 点 を獲得

### 3 . 検討事項等

産業廃棄物の処理に係る契約に関しては、当面裾切り方式を採用するものとするが、今後、産業廃棄物の処理における温室効果ガス等の環境負荷削減効果に係る知見の蓄積を図り、その削減効果が適切に算定可能となった場合において、総合評価落札方式について再検討を行い、その結果を踏まえ、所要の見直しを行うこととする。